

原発事故後対応に係るウクライナ及びベラルーシとの連携		施策番号108
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	50	外務省
章	第3	
節	2	作成年月
項目	(7)	平成24年9月
平成23・24年度の予算措置の状況		
施策の内容		
<p>福島事故後の対応を進める上で、原子力発電所事故の被災国であるウクライナ及びベラルーシとの協力を進めることは不可欠であり、各省とも認識を同じくしている。同協力を進める上で二国間協定を締結し、同協定に基づき、合同委員会、セミナー等の機会を設け、情報共有の実施、具体的プロジェクトの発掘等にオールジャパンで取り組む。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>ウクライナとの間では、協力協定を2012年5月に締結し、同協定に基づき、7月に東京にて、第一回協力合同委員会を開催。引き続き、関係省庁の関心事項を中心に、ウクライナ側と協議の機会を設ける方向で調整中。平成25年度には、第2回合同委員会をウクライナで実施予定。また、日本では、関係省庁の関心事項を踏まえたセミナーを開催予定。</p> <p>ベラルーシとの間では、ウクライナと同様の二国間協定を交渉中。早期に交渉を妥結し、上記ウクライナと同種の協力を進めていく構え。</p>		